

2011

6

ひがしまつしま

- 特集 情熱注ぐ生産者たち ---- P2~P3
- City View ----- P4~P5
- 被災者の生活を支援する制度への申請は済んでいますか ----- P6~P7
- 知っ得情報 ----- P8~P12



特集

情熱注ぐ 生産者たち

農業再生へスクラム

鳴瀬川、吉田川、定川など水と緑に囲まれた自然豊かな東松島市。この肥沃な^{ひよく}耕土は、新鮮な農産物を育て、わたしたちの`いのち`を支えてきた貴重な財産のひとつです。

今回の大津波で沿岸部の田畑は深刻な被害を受けましたが、生産者たちは力を合わせ、この難局を乗り越えようとしています。

「今年もおいしいお米や農作物を消費者のみなさんに届けたい」。農業再生へ向け、熱き情熱を注ぐ生産者たちの姿を追いました。

写真…中下地区の水田で始まった
直播(種もみの直播き)作業

信念と決意、 そして絆



▲「今こそコメづくりをがんばろう」と意気込む社員のみなさん

5月のある晴れた日、例年より少し遅れて田植えが始まりました。のどかな水田地帯には、津波被害を受けつつも、あきらめずに努力を続ける農業再生を目指す生産者たち。今月号では、鳴瀬地区の有限会社「アグリードなるせ」と、矢本地区の浅野勝則さんの取り組みを紹介します。

仲間とともに

目の前に広がる農村地帯。鳴瀬・中下地区は古くから水稲と施設園芸で栄えた地域です。大都会ではすでに途絶えてしまった「コミュニティ」が、ここには力強く息づいています。

地域の生産者で構成する有限会社「アグリードなるせ」（安部俊郎社長）は、次の世代へ、この豊かな耕土を引き継いでいこうと力を尽くしています。並々ならぬその決意は、いまは一粒の種子にすぎませんが、これからの未来に大きな実りをもたらすことでしょう。

農地引き継ぐ

「将来に向け、可能性のあ

る農地はすべて作付けしたい」と意気込みを語る安部社長。今回の震災で大きな被害を受けた中下地区では、資材や農機具を失った仲間も多かったそうです。

「力を合わせ、農地を引き継ぐ」という考えから、安部社長はその意志を確認、新たな雇用や被害を受けた仲間の分も耕作することを決めました。例年の作付面積は40畝ですが、今年は60畝に。このうち冠水被害を受けたのは半数近い27畝です。

独自の対策を

4月下旬、農機具メーカーの協力を受け、独自の除塩対策に乗り出しました。地表から60センチ下の暗渠

管まで深く土を耕した後、水を張り、3日後に地下排水溝へ流し込む手法です。

塩分を取るために代かきの回数を増やす方法もありますが、「アグリードなるせ」で採用する方法なら1度で、かなりの塩分濃度の低減が期待できると思います。安部社長は、塩分に弱い大豆の転作を翌年に控えていることから、この除塩対策を取り入れました。何度も代かきを繰り返すより水の使用量を抑えられるというメリットもあるそうです。

また、種もみを水田に直接播く「直播栽培」を一部に取り入れ5年目となりま

す。徹底した水稲管理で収量も安定、育苗の間を省くことで、20%のコスト削減も達成しています。鳥害防除のため鉄の粉でコーティングした種もみを使うなど先進的な取り組みも続けていきます。

自らも被災者

一方で、安部社長自身、津波で被害を受けた一人です。

水菜の水耕設備は全滅、土耕に切り替えて対応し、やっと6月末の出荷の見通しが立ったそうです。「いまは、とにかくがんばるしかない」。穏やかな口調の中に、強い決意をにじませていました。



「アグリードなるせ」社長
安部俊郎さん(54)



水田の中を直接種もみを播く装置をつけた乗用田植機が作業していきます



▲青々と成長した苗(写真上)を息子の勝美さんが乗用田植機で植え付けていきます(写真下)



▲田んぼの中で農業への想いと家族や仲間たちとの絆を深めました

ブランドを守る

「おいしいって、俺んこの米じゃなきゃだめだって言ってくれる人がいる。その人たちのためにも、がんばってうまい米を作りたいんだ」

こう語る浅野勝則さん(55)は小松字池の内は、江戸時代から続く農家の10代目。先祖から受け継いだ田畑で、妻のさつ子さん(56)、息子の勝美さん(32)、幸子さん(32)夫婦とともに家族で農業を営んできました。

「おいしい」という一言



小松地区の浅野勝則さん(55)

は、どんなものにも勝る労いの言葉。手間を惜しまず、情熱を注いで築き上げた浅野ブランドを守るため、今日も作業に励みます。

約半数が浸水

3月の大津波により、矢本地区では2,000畝の水田のうち半数近くの800畝が浸水被害を受けました。定川の堤防が決壊し、流域の排水施設が損壊。排水施設が機能しない中で通水は、下流域への二次災害をも引き起こしかねません。浸水を免れた上流域でも今季の作付けに不安が広がっていました。

しかし、施設の復旧にめどが付き、状況は一転。このほど開かれた市矢本地区水田農業推進協議会(会長・阿部秀保市長)では、水管理の徹底など下流域に配慮しながらの作業を申し合わせました。

待望の田植え

5月17日(火)、浅野さん

方で田植えが始まりました。青空の下、田植え機のエンジン音が響きます。今年是小松地区の14畝の水田に「ひとめぼれ」「ササニシキ」など5品種を作付けします。味が良いと評判の山形県の新品種「つやひめ」も試験栽培します。その意欲は衰えることはありません。例年より2週間遅れの田植えとなりましたが、天候次第で平年並みの収量も期待できそうです。

一方で、立沼地区に所有する6畝の水田は、手のつけようがない状況。デコボコに隆起した水田は「除塩よりも整地が先」という状態です。同地区は農地を含めた集団移転の意向もあり、今後の道筋は見えないまま。それでも浅野さんは言います。「自分には残された田んぼがある。土地も資材も全部流された仲間たちのために、できることをしあげたい」と。

最高の新米を

浅野さんが部長を務めるいしのまき農協稲作部会では、今秋、仮設住宅での炊き出しを計画しています。「最高の新米を、みなさんにごちそうしたい」と話す浅野さん。手塩にかけて育てた自慢の米で地域の笑顔が広がるようにと、今日も作業を続けています。



この広い水田すべてに苗が植え付けられていきます

City View!

がんばろう! 東松島



▲鳴子温泉川渡地区で開催された「みやぎ・菜の花フェスティバル」におおきに、鳴子「農民の家」への避難者や他自治体避難者など約1,500人が参加しました。イベントは、東日本大震災の被災者や、鳴子温泉の旅館で一時避難者に元気をだしてもらおうと企画されたものです。(中央、被災地招待者の子どもたち2人と一緒に記念撮影する杜けやきさん(右から2人目)とさとう宗幸さん(左から2人目)) (5月14日)



▶東日本大震災復興支援市民活動ネットワーク宮城の炊き出しに、タレントの清水國明さん(左)が参加(5月9日、小野市民センター前)



▶西福田地区体育館で写真や位牌などの拾得物の返還が行われています(6月12日まで)



▲自衛隊、警察、消防などが協力し、東名運河で行方不明者の大捜索が行われました(5月11日)

みんなのこころと力をひとつに



▲東京都大田区の松原忠義区長らが訪れ、継続的な支援を約束しました(5月14日、市役所災害対策本部)



▲行方不明者捜索に埼玉県の富士見市消防団が参加しました(5月14日、東名地区)



▲生活再建資金貸付が行われ、生活資金が不足し困っている方に義援金の配分までの間、10万円の貸し付けを行いました(5月8日~14日)



▲津波の被害で校舎が使えなくなり、市役所鳴瀬総合支所内に教室を間借りしている野蒜小学校で支所近くの私有地を借りて仮校庭が完成しました(5月17日)



▲仮設住宅第2期入居説明会が小野小学校体育館で行われました。各種手続きの後、入居者へ鍵が手渡されました(5月14日)



▲市では被災者生活再建支援制度の申請などを受け付けています(5月17日、市役所)



▲女性の夏物衣類やインナーなどが無料配布され、多くの市民などが訪れました(5月14・15日、小野地区センター)

度への申請は済んでいますか

※委任状の様式は任意で構いませんが、委任する権限(委任すること)として「震災による被災家屋解体・撤去の申し込みに関すること」を必ず明記ください。

■実施時期 5月下旬頃から順次実施中。当面の間申請を受付中です

■その他 基礎から離れ道路などに流出した家屋は、申し出が無くても解体する予定です

■問 環境課環境班 ☎内線1153・1155・1156

(7) 応急仮設住宅の第3次申し込み(6月15日号でお知らせします)

(8) 民間賃貸住宅の応急仮設住宅扱い

すでに民間賃貸住宅へ入居済みの方、これから契約を締結する方が対象です。

■内容 該当する方は、「県・貸主・被災者との三者による契約」を締結する必要があります。貸主が県を借主とする三者契約に同意しているものになります
なお、この制度を利用すると「住宅の応急修理制度」は、利用できません。

■入居対象者

住家が全壊、大規模半壊などで居住する住家がない方で、自らの資力をもってしては住家を確保することができないなど、長期間にわたって住宅に戻ることが難しいと見込まれる方

■受付日時 6月12日(日)まで毎日 9時～16時

6月13日(月)から月～土曜日 9時～16時

■場所 市役所1階102会議室

■必要なもの

①既に契約した方は、賃貸借契約書の写し

②これから契約する方は、物件情報(住所・家賃・敷金・礼金・間取りなどが記載してあるもの)の写し ③り災証明書(コピーをとって原本はお返しします)

■契約期間 2年間(契約日から2年間対象になります)

■契約条件 ①賃料(下記参照) ※上限額があります。

②敷金および礼金を併せて退去修繕負担金とし、金額を賃料の2カ月分

③仲介手数料 賃料の0.525カ月 ④共益金・管理費(共有部分)

⑤損害保険料(入居者が契約、県が負担) ⑥生活必需品(新規の場合のみ貸主が整備、上限20万円を県が補助) ・ガスコンロ、照明器具、カーテン(整備努力)

⑦賃料の支払方法 ・初回支払分:契約成立の翌月末まで ・第2回支払分:当月分を当月末まで ・第3回以降:当月分を前月末まで ・県から振り込み

【民間賃貸住宅借り上げの目安(相場)および上限】

住宅間取り・入居世帯人数・月額賃料の目安

●1K(単身)32,000円 ●1DK(1～2人)42,000円 ●2K(2人)45,000円

●2DK・3K(2～3人)48,000円 ●2LDK(2～4人)68,000円

●3DK(4人)57,000円 ●3LDK(4人以上)69,000円

※月額賃料の上限は、月額賃料に20,000円を加えた額が上限額の目安です。

■問 災害復旧対策室 ☎内線1422～1425

(9) 被災自動車の返却

市で回収した被災自動車の取り扱いについては、6月1日(水)から宮城県の管理になります。返却については、県環境生活部に確認ください。

■返却方法 ①宮城県から所有者に被災自動車の取り扱いについて通知(書面)されます ②所有者は県に意思確認書類(通知に同封されています)を返送します ③県より電話連絡があり保管場所への日程調整を行います ④保管場所で手続きを行い、自動車を受け取ります(受け取らず処分を委ねられますので、詳しくは県環境生活部に問い合わせください)

注)事前連絡なく、保管場所に入ることはできません。

■受付時間 9時～17時(土・日・祝日除く)

■問 宮城県環境生活部震災廃棄物処理チーム

自動車・家電等処理班 ☎022-211-2009 FAX022-211-2390

(10) 一般家庭からの災害ごみ直接受け入れ

災害ごみの受入を次のとおり実施しています。

■期間 当面の間 ※本人確認できるもの(運転免許証など)を持参。業者委託の場合は、依頼者の住所・氏名・連絡先を確認します。

■時間 9時～12時/13時～16時

■場所 大曲浜県有地(株)ヤマニシ西側

■対象ごみ 東松島市内で浸水により使えなくなったもの<10種類に分別>

●建物倒壊・掃除ごみなど…①ガレキ、コンクリート、屋根瓦 ②鉄筋、鉄柱

③木材、家具、建具 ④ふとん、たたみ ⑤どろ、かや

●可燃ごみなど…⑥紙、衣類、プラスチック製品など

●不燃ごみなど…⑦鉄、アルミ製品、ビン、割れた瀬戸物、ガラスなど ⑧電子レンジ、電気ポット、ドライヤーなど小型家電

●家電4品など…⑨テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン、パソコン(本体)

●有害ごみなど…⑩乾電池、蛍光灯、消火器、ポンベ、タイヤなどは受付で案内します

■問 環境課環境班 ☎内線1153・1155・1156

(11) 津波による災害ごみ無料回収

個人対応できない市民からの要望に応えるため、津波により、自宅敷地内に流入したガレキ・泥や津波により被災した畳・家具・家電製品を回収しています。

■ごみの出し方 庭先あるいは交通の支障にならないよう道路際に集めて、「災害ごみ」と表示してください

■回収時期 当面の間(順次回収しますが、災害ごみの量が膨大なため時間がかかります。災害ごみの量が予想以上の場合、期間を延期して回収します)

※各地区を数回に分け回収しますので、片付けた都度出しても構いません。

■対象ごみ ●津波により流されてきたガレキ・泥など ●浸水などにより使えなくなった畳・タンス・テレビなどの家具や家電製品

※今回の回収は、災害ごみに限定します。一般家庭可燃ごみは従来どおり、集積所に出してください。

■回収業者 市建設業協会加盟業者

■その他 今回の津波災害ごみの回収は、全て無料になります

■問 環境課環境班 ☎内線1153・1155・1156

(12) 被災地拾得物(写真・位牌関係)の返還

市では、震災に伴う拾得物(写真・位牌関係のみ)の返還を5月21日以降も曜日限定し、継続しています。貴重品関係は5月20日(金)で終了しましたが、6月5日(日)に1日限定で最後の返還を行います。

●写真・位牌関係

■再延長返還受付期間 6月12日(日)までの木～日曜日(月～水曜日は休館)

■公開時間 9時～15時 ■場所 西福田地区体育館(住所:西福田字古堂26)

■返還方法 物件を各自で自由に閲覧していただき、該当物件があった場合はその場で持ち帰りいただきます

※物件を入れ替える際は、事前に市報・新聞・ホームページなどでお知らせします。

●貴重品関係

貴重品関係の最終返還を1日限定で行います。

■日時 6月5日(日) 9時～15時 ■場所 小野保育所(住所:小野字中央38-2)

■リストの公開 当日に現地と、事前に市ホームページで公開しています

※リストの電話照会はありません。

■その他 返還されず残った拾得物の取り扱いは、石巻警察署に引き渡します ※金庫・高額現金は石巻警察署会計課(☎95-4141)で対応していますので、該当すると思われる方は問い合わせください。

■問 防災交通課防災交通班 ☎内線1162・1163

(13) 災害援護資金貸付

11ページに掲載の災害援護資金貸付の内容を確認してください。

(14) 災害弔慰金

災害により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給します。

■受給遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母、先の対象者がいない場合、死亡した方と生計を一にしていた兄弟姉妹

■弔慰金額 ア.生計を主として維持していた方が死亡した場合 500万円

イ.その他の方が死亡した場合 250万円 ■支給時期 未定

■受付日時 6月12日(日)まで毎日 9時～16時

6月13日(月)から月～土曜日 9時～16時

※申請に必要な調査票の配布と相談受付し、弔慰金の受給資格を確認後、後日個別に弔慰金請求に必要な書類を送付します。

■場所 本庁舎1階 福祉課前

■必要なもの ①調査票(受付時配布) ②印鑑 ③死亡診断書(検案書)のコピー ※行方不明者は、6月11日に死亡推定されます。申請受付の詳細内容は後日お知らせします。

■問 福祉課福祉総務班 ☎内線1172～1174

(15) 災害障害見舞金

災害により負傷し、または疾病にかかり、症状が固定した後も精神または身体に重度の障害を受けた市民に対し、災害障害見舞金を支給します。

■受給者 災害により重度な障害を受けた方

■弔慰金額 ア.生計を主として維持していた方が重度の障害を受けた場合

250万円 イ.その他の方の場合 125万円 ■支給時期 未定

■受付日時 6月12日(日)まで毎日 9時～16時

6月13日(月)から月～土曜日 9時～16時

■場所 本庁舎1階 福祉課前

■必要なもの ①印鑑 ②調査票および医師診断書(受付窓口で配布)

③支給希望先口座の通帳またはキャッシュカード

■問 福祉課福祉総務班 ☎内線1172～1174

被災者の生活を支援する制

1. 住宅に被害を受けた方

(1) 災証明書の発行

- (3)被災者生活再建支援制度 (4)住宅の応急修理制度 (5)災害義援金
- (6)被災住宅の解体・撤去申請 (10)一般家庭からの災害ごみ直接受け入れ
- (11)津波による災害ごみ無料回収 (13)災害援護資金貸付
- (14)災害弔慰金 (15)災害障害見舞金

2. 住宅以外の自動車や倉庫・物置などに被害を受けた方

(2) 被災証明書の発行

- 保険や職場での休業補償などに使用します
- (9)市保管の被災自動車の返却

3. 住宅(借家住宅含む)が流された方

上記(1)・(3)・(5)と以下の

- (7)応急仮設住宅の第3次申し込み (8)民間賃貸住宅の応急仮設住宅扱い
- (12)被災地拾得物の返還(～6月12日まで) (13)災害援護資金貸付
- (14)災害弔慰金 (15)災害障害見舞金

(1)「災証明書」の発行

●**り災証明書** り災証明とは、住家の被害状況を証明するものです(物置・倉庫・車庫・車両などは被災証明書)。市が被災家屋調査を行い、その確認した事実に基づき発行する証明書です。税金や公共料金などの減免や控除・支払猶予、建物の修復に銀行などから借り入れする場合や利子引き下げなどに必要な証明書です。

津波被害は即日交付。地震被害もある場合は調査後、後日交付になります。

■**受付日時** 6月12日(日)まで毎日 9時～16時

6月13日(月)から月～土曜日 9時～16時

■**場所** 本庁舎1階101会議室

■**必要なもの** 印鑑(印鑑が無い場合は拇印も可)

※なお、電話・郵送での発行は当面行いませんので、ご注意ください。

■**問** 震災復旧対策室 ☎内線1422～1425

(2)「被災証明書」の発行

●**被災証明書** 被災証明書とは、災害の事実を証明する書類のことです。住家以外の全ての被害を証明するもので、被災した場合の休業証明など各種制度の手続きに必要な証明書です。

■**受付日時** 6月12日(日)まで毎日 9時～16時

6月13日(月)から月～土曜日 9時～16時

■**場所** 本庁舎1階101会議室 ■**必要なもの** 印鑑(印鑑が無い場合は拇印も可)

■**問** 震災復旧対策室 ☎内線1422～1425

(3)被災者生活再建支援制度

■**受付日時** 6月12日(日)まで毎日 9時～16時

6月13日(月)から月～土曜日 9時～16時

■**場所** 本庁舎1階101会議室

■**申請期限** ●**基礎支援金**:災害発生日から13カ月以内

●**加算支援金**:災害発生日から37カ月以内

■**対象** り災証明書により「全壊」・「大規模半壊」に判定を受けた世帯。

その他の対象世帯:①住宅が半壊または住宅の敷地内に被害が生じ、その住宅を「やむを得ず解体」した世帯②災害による危険な状態が継続し、住宅に「居住不能な状態が長期間継続」している世帯

■**支給額** ①基礎支援金(被害程度に応じて支給) 「全壊」の世帯は 100万円、「大規模半壊」の世帯は 50万円。※半壊などで解体した場合 100万円支給。

②加算支援金(再建方法に応じて支給する支援金) 「建設・購入」は 200万円、「補修」は 100万円、「賃借(公営住宅以外)」は 50万円。

※①② 世帯人数が1人の場合は、支給金額の3/4の額。

■**必要なもの** ①り災証明書 ②振込口座の通帳またはキャッシュカード(通帳などは世帯主のもの。ただし、世帯主が死亡または行方不明の場合は、世帯の代表者) ③住宅の建設・購入、補修、賃借する場合は、確認できる契約書の写しなど

■**問** 震災復旧対策室 ☎内線1422～1425

(4)住宅の応急修理制度

この制度は、今回の災害により全壊、大規模半壊、半壊した住宅を市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急修理する制度です。※一部損壊は対象になりません。

■**受付日時** 6月12日(日)まで毎日 9時～16時

6月13日(月)から月～土曜日 9時～16時

■**場所** 本庁舎1階101会議室

■**対象世帯** 以下の全ての要件を満たす世帯が対象

- ①全壊、大規模半壊または半壊の被害を受けたこと
- ②応急修理を行うことによって避難の必要がなくなること
- ③応急仮設住宅(民間賃貸住宅を含む)を利用しないこと

■**所得制限** 大規模半壊または全壊の世帯は所得制限無し。半壊の世帯は前々

年の世帯全体年収などが、以下のいずれかに該当する世帯が対象です。

- ①収入額(年収)が500万円以下の世帯 ②収入額(年収)が500万円超で700万円以下の世帯のうち、世帯主が45歳以上の世帯または要援護世帯
- ③収入額(年収)が700万円超で800万円以下の世帯のうち、世帯主が60歳以上の世帯または要援護世帯

■**応急修理の範囲** 居室、炊事場、便所などの日常生活に必要な欠くことのできない部分、緊急を要する箇所について実施します。

- ①屋根・柱・床・外壁・基礎など ②ドア・窓などの開口部 ③上下水道・電気・ガスなどの配管・配線 ④衛生設備

注1)地震(津波含む)の被害と直接関係のある修理のみが対象です 注2)内装に関するものは原則として対象外です 注3)家電製品は対象外です

■**限度額** ①一世帯あたりの限度額は52万円以内です ②同一世帯(1戸)に2以上の世帯が居住している場合でも、上記①の一世帯あたりの限度額以内となります

■**必要なもの** ①市発行のり災証明書(写し) ②住民票(謄本)など(市が発行する世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できるもの) ③前々年の総所得金額が確認できる所得証明書(世帯全員分) ④要援護世帯で申請する場合、要援護世帯であることが確認できる証明書類

※③および④は半壊の場合のみ提出(事後提出も可能です)。

※建築基準法第84条の建築規制区域も補助対象となります。

■**問** 震災復旧対策室 ☎内線1420～1425

(5)災害義援金

日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会、NHK厚生文化事業団などの義援金団体から寄せられた義援金の配分申請受付を受け付けています。

■**受付日時** 6月12日(日)まで毎日 9時～16時

6月13日(月)から月～土曜日 9時～16時

■**場所** 本庁舎1階福祉課前

■**申請受付対象者**

- 1. 災害により死亡した方の遺族 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母
- 2. り災証明書により住宅の被害が半壊判定を受けた方

※生活再建支援金を申請し、義援金の交付対象になる方には個別にお知らせし、後日、申請口座に振り込みます(義援金の申請は不要です)。

■**義援金第1次配分対象者(申請が必要な方)**

●**死亡** 死亡が確認され、死亡届の提出が済んでいる場合は申請が必要です

●**住宅半壊** り災証明書の判定が半壊の場合は申請が必要です

●**行方不明** 6月11日に死亡推定されます(受付の詳細は、後日お知らせします) <対象で申請が不要な方>

●**住宅全壊** り災証明書の判定が全壊で、生活再建支援金の申請済みの場合は、義援金の申請手続きは不要です

●**住宅大規模半壊・半壊解体** り災証明書の判定が大規模半壊または半壊解体で、生活再建支援金の申請済の場合は、義援金の申請手続きは不要です

■**支給額** 死亡・行方不明者 1人あたり 50万円(15万円増)/住宅全壊 1戸あたり 45万円(10万円増)/住宅大規模半壊 1戸あたり 25万円(7万円増)/住宅半壊 1戸あたり 20万円(2万円増)/災害障害見舞金対象者 1人あたり 10万円(10万円増)/震災孤児 50万円(50万円増)

※()内の県配分金が追加加算されました。

■**必要なもの**

(死亡の場合) ①印鑑 ②申請・請求者の身分証明書(運転免許証、健康保険証など) ③死亡診断書(検案書)のコピー ④死亡者と申請・請求者との関係を示す書類(戸籍謄本など) ⑤世帯主の通帳またはキャッシュカード(世帯主が死亡または行方不明の場合は、世帯代表者のもの)

(半壊の場合) ①印鑑 ②申請・請求者の身分証明書(運転免許証、健康保険証など) ③り災証明書のコピー ④世帯主の通帳またはキャッシュカード(世帯主が死亡または行方不明の場合は、世帯の代表者のもの)

※市の配分金については決定次第、市報などでお知らせします。

■**問** 福祉課福祉総務班 ☎内線1172～1174

(6)被災住宅の解体・撤去申請

東日本大震災とその余震により被災した家屋の解体および自宅敷地内に流入したガレキなどの撤去を行います。

■**対象** 東日本大震災の地震、津波ならびにその後の余震により「半壊」以上の判定を受けた建物および自宅敷地内に流入したガレキなど

■**受付日時** 6月12日(日)まで毎日 9時～16時

6月13日(月)から月～土曜日 9時～16時

■**場所** 本庁舎西側駐車場内仮設プレハブ

■**解体などの経費** 全額市が負担 ※あくまでも個人の財産であることから、解体については本人からの申し出により行うことになります

■**必要なもの** ①印鑑(認印で可) ②り災証明書(写しで可) ③本人確認書類(例:自動車運転免許証など) ④本人または同居家族以外の方が申請する場合は委任状 ⑤被災写真(2～3枚程度)

※印鑑・確認資料・写真などが無い場合は、その旨申し出ください。

休日診療担当医院表

9時～17時まで

月 日	矢本地区		矢本地区	
	医院名	電話	薬局名	電話
6月5日(日)	いしがき・みみはなのどクリニック	84-1187	ハーブ調剤薬局東松島店	84-1611
6月12日(日)	伊東胃腸科内科	82-6666	たかぎ薬局赤井店	83-5466
6月19日(日)	かしわや内科クリニック	83-2003	こぐま薬局	82-3943
6月26日(日)	うつみレディスクリニック	84-2868	調剤薬局くりっぽ	24-9730

※救急医療機関として、市内では、真壁病院☎82-7111、仙石病院(泌尿器科、脳神経外科)☎83-2111が24時間体制で救急患者の診療を実施。また、石巻圏域では、石巻赤十字病院☎21-7220が、24時間体制で救急患者の診療にあたっています。診療が必要な場合は、電話確認をしてから受診してください。

住民検診を実施します

今年度は、震災の影響により住民検診の実施月、対象地区、検診項目、検診会場の見直しを行い、次の予定で実施しますのでご協力をお願いします。(東松島市に住所を有する方が対象)

実施月	対象地区	実施する検診項目	対象者・受診方法
6月中旬～下旬	鳴瀬地区	結核検診	・40歳以上の方(昭和47年4月1日以前に生まれた方) ・最寄りの検診会場の受付窓口に氏名、生年月日などを伝えれば受診できます。
7月中旬～8月初旬	矢本地区	結核検診・循環器健診・大腸がん検診など	・2月に検診を申し込みしている方に対し、例年どおり市より受診票を郵送しますので、最寄りの検診会場でご受診ください。(詳細日時についても同様)
8月中旬～下旬	鳴瀬地区	循環器健診・大腸がん検診など	

※胃がん・乳がん検診については、実施時期が未定となっていますので、確定次第お知らせします。

結核検診実施日

月 日	受付時間	検診会場	対象行政区および避難所など
6月15日(水)	9:00～10:30	大塚地区センター	大塚、東元場、東新場、大塚地区センター避難所
	13:00～14:30		新東北北・新東名南
6月16日(木)	9:00～10:30	浅井地区センター(浅井公民館)	浅井、浅井地区センター避難所
	13:00～14:30	中下地区センター(中下公民館)	中下、新町、亀岡東・西・南、洲崎、中下地区センター避難所、定林寺避難所
6月17日(金)	9:00～10:30	農村創作活動センター	上下堤、川下(上)、農村創作活動センター避難所
	13:00～14:30	西福田地区体育館	西福田上・下、肘曲、西福田上地区センター避難所
6月18日(土)	9:00～10:30	小野小学校	根古、高松、新田、鳴瀬一中武道館避難所、根古地区内仮設住宅
	13:00～14:30		小野上
6月19日(日)	9:00～10:30	小野市民センター	小野下、鳴瀬給食センター避難所、小野中央ミニ公園仮設住宅
	13:00～14:30		浜市、小野市民センター避難所、小野風の子公園内仮設住宅
6月20日(月)	9:00～10:30	往還地区センター(あいあい)	往還上・下、往還地区センター避難所、小野駅前ふれあい公園内仮設住宅
	13:00～14:30	牛網地区センター(牛網地区学習等共用施設)	平岡、牛網地区学習等共用施設避難所
6月21日(火)	9:00～10:30	美里町南郷体育館	美里町南郷体育館避難所
	13:00～14:30	美里町下二郷コミュニティセンター	美里町下二郷コミュニティセンター避難所
6月22日(水)	9:00～10:30	松島町品井沼環境改善センター	松島町品井沼環境改善センター避難所
	13:00～14:30	松島町東部地域交流センター	松島町東部地域交流センター(旧松島第4小)避難所
6月23日(木)	9:00～10:30	松島町手樽地域交流センター	松島町手樽地域交流センター(旧松島第3小)避難所
	13:00～14:30	川下地区センター(川下公民館)	川下(下)、川下地区センター避難所
6月24日(金)	9:00～10:30	ひびき工業団地内仮設住宅集会所	ひびき工業団地内仮設住宅1号棟、2号棟
	13:00～14:30		ひびき工業団地内仮設住宅3号棟～7号棟
6月25日(土)	9:00～10:30	宮戸小学校	月浜・大浜、宮戸西部漁協集荷場避難所、宮戸小学校体育館避難所、民宿かみの家避難所
	13:00～14:30		室浜、室浜地区センター避難所
6月26日(日)	9:00～10:30	奥松島縄文村歴史資料館交流館	里北・里南、里浜地区センター避難所、医王寺避難所、県漁協宮戸西部支所集荷場避難所

介護保険利用者負担金の猶予・免除

震災により被災された方で次に該当する方は、事業所に申立てをすることにより6月までのサービス分について、引き続き利用者負担金の支払が猶予されます。しかし、7月以降は「免除認定証」の提示が必要になるのでご注意ください。
※介護保険施設での食費・居住費の利用者負担金も同様です。

- 対象者 次のいずれかに該当する方
- 住家が全壊・半壊の被災を受けた方
 - 主たる生計維持者が死亡または行方不明になった方
 - 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った方
 - 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方
 - 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

■免除期限 平成24年2月29日(水)まで
※既に利用者負担金を支払った方には還付します。
※「免除認定証」の申請や還付手続きについては、今後、市報などでお知らせします。

■問 福祉課介護保険班 ☎内線1197

子ども手当の現況届は10月になります

例年6月に実施する子ども手当の現況届は、平成23年度分の法案が国会で可決されおらず、現在はつなぎ法により事業を継続しています。国会での法案審議結果に応じて10月頃の実施を予定していますので、現況届実施の時期については、後日通知します。
平成23年9月分までの子ども手当支給額は、従来どおり子ども1人当たり月13,000円で、10月以降の手当については、国会での法案審議により手当の額が決定されます。

■問 福祉課子育て支援班 ☎内線1187

震災後の心と体の変化について

今回のような大災害に遭った後には、心と体にいろいろな変化が起こります。しかし、ほとんどの変化は時間とともに、もとの回復していきます。

- 被災した人ならだれもが感じること
- ・どうして自分がこういうひどい目にあわなくてはならないのかという怒りがわく
 - ・肉親や身近な人を助けられなかったことで、悔やんだり自分を責めてしまう
 - ・何ごとにも無関心、無感動になってしまう

- 体に起こりやすい変化
- ・眠れない、悪夢をみる、朝早く目覚める
 - ・吐き気、食欲不振、胃痛
 - ・下痢、便秘
 - ・物覚えが悪くなったり、集中できない。イライラする。

- 少しでも乗り越えやすくするために
- 辛(つら)くなった時は、周りの人に自分の気持ちを話してください。
災害を体験した後は、辛さや苦しみ、やり場のない怒り・憤(いきどお)りなど、否定的なものも含めて、どんな気持ちも起こって当然です。辛くなった時は、家族や周りの人に寄り添ってもらい、自分の気持ちを話したり、思い切り泣いたりしてください。

辛い気持ちは出し切ることができれば必ず治まります。言葉に出して分かち合うことが大切です。

- ※次のような場合は、早めに専門家に相談しましょう
1. 心身の苦痛が強すぎる、あるいは長すぎると感じたとき。
 2. お酒の量が増えて「飲まずにはいられない」と感じるようになったとき。
 3. さびしくてたまらないのに、自分の気持ちを率直に話せる相手がいないとき。
 4. 家族や友人の心や体の変化のことで、心配に思うとき。

- 【主な相談先】
- 大人の相談 宮城県精神保健福祉センター(大崎市古川旭5-7-20)
 - ・電話による相談 ☎0229-23-0302
 - ・面接による相談(要予約) ☎0229-23-1603
 - 子どもの相談 宮城県東部児童相談所 ☎95-1121
 - 東松島市役所福祉課保健師 ☎82-1111 内線1175

体調管理は食事から ～微量栄養素について～

震災により、私たちの食事情が平常時と異なった状況が続き、たんぱく質源や野菜類の不足が長期間続くと、体への影響が心配されます。例えば、疲れや体のだるさを感じる時はビタミンB1やビタミンCが不足し、口内炎や口の周りの炎症がおきやすいときは、ビタミンB2、ナイアシンなどの微量栄養素不足が一因として考えられます。
ビタミンやミネラルなどの微量栄養素は、普段の食事を摂れば、不足の心配はありません。限られた食材の中ですが、栄養面を意識した食事を心がけましょう。

からだの症状	不足が考えられる主な微量栄養素	不足を解消するための主な食材
かぜをひきやすい	ナイアシン、ビタミンB6など	肉類、豆類、緑黄色野菜、魚介類、卵、豆類、にんにく、牛乳など
口内炎や口の周りの炎症を起こしやすい	ビタミンB2、ナイアシンなど	卵黄、肉類、緑黄色野菜、豆類など
あまり食欲がない	ビタミンB6、パントテン酸	肉類、魚介類、卵、豆類、にんにく、牛乳など
筋力が低下したと感じる	ビタミンCなど	野菜類、くだもの、イモ類、豆類、緑茶など
眼の疲れや湯きを感じやすい	ビタミンA	卵、チーズ、牛乳、バターなど
からだ冷えやすい	ビタミンEなど	穀物、緑黄色野菜、豆類など
顔や手足がむくみやすい	ビタミンB1	肉類、豆類、牛乳、緑黄色野菜など
髪が抜けやすい	亜鉛など	魚介類、肉類、牛乳、豆類など

<食品成分表より抜粋>
赤ちゃんの離乳食や糖尿病、腎臓病、高血圧、^{えんげいしょうがい}嚥下障害(食べ物がうまく口やのどを通らない)など食事療法の方法についてお困りの方は、下記まで相談ください。

■問 健康推進課健康指導班 ☎内線3103

募 集

平成24年度採用 東松島市職員募集

- 職種と対象 上級(行政職:大学卒業程度)3人程度
昭和53年4月2日～平成2年4月1日までに生まれた方
- 申し込み 申込用紙は総務課で配布します。郵便で請求する場合は「職員採用統一試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記した返信用封筒(A4サイズの用紙が入る返信用封筒に140円切手を貼付)を同封してください。
- 試験日時 1次試験 7月24日(日)10時～
- 試験会場 1次試験 仙台大学(柴田郡柴田町船岡南二丁目2-18)
※会場は変更になる場合があります。
- 受付期間 6月1日(水)～24日(金)17時必着
- 問 総務課人事班 ☎内線1214

宮城県警 警察官・警察職員募集

- <警察官A(大学卒)>
- 申込受付期間 ～6月17日(金) ■1次試験日 7月10日(日)
- <警察官B(大学卒以外)>
- 申込受付期間 7月29日(金)～8月26日(金) ■1次試験日 9月18日(日)
- <警察事務(短大・高卒程度)>
- 申込受付期間 8月12日(金)～9月2日(金) ■1次試験日 9月25日(日)
- ※県警察本部・各警察署・交番などで受験申込書を配布しています。
また、県警ホームページからの電子申請での申し込みも可
※採用予定人数や受験資格など、詳しい内容は問い合わせください。
- 問 宮城県警察本部警察部警務課採用係
☎0120-204-606(平日9時～17時45分)
<http://www.police.pref.miyagi.jp/index.html>

知っ得情報

問い合わせ 東松島市役所 ☎82-1111

相 談

県司法書士会・日本司法書士会連合会・「法テラス」生活困りごと相談会

宮城県司法書士会では、日本司法書士会連合会と日本司法支援センター「法テラス」の共催で、生活困りごと相談会（出張法律相談）を開催します。相談料は無料、今回の出張相談に限り予約は不要です。

■**主な相談内容** 被災した借家・借地関係や家賃支払い、住宅ローンなどの債務、勤務先との雇用関係、相続の手続きなど被災後の生活における様々な法的トラブル

■**相談日時** 6月11日(土)・12日(日) 10時～17時

■**場所** 本庁舎西側駐車場内プレハブ仮設事務所

■**問** 宮城県司法書士会 ☎022-263-6755、市総務課総務班 ☎内線1217

司法書士出張相談

市では、宮城県司法書士会石巻支部所属の司法書士による出張法律相談窓口を開設します。被災後のさまざまな生活に関する相談に、2人の司法書士が応じます。※相談料は無料。今回の出張相談に限り予約は不要です。

■**主な相談内容** 被災した借家・借地関係や家賃支払い、住宅ローンなどの債務、勤務先との雇用関係、相続手続きなど

■**相談日時** 6月毎週金曜日 13時～16時

■**場所** 本庁舎西側駐車場内プレハブ仮設事務所

■**問** 総務課総務班 ☎内線1217

相続手続きなどの法律相談

■**内容** 相続の手続き、失踪宣言手続き、未成年の親権手続きなど。相談は無料です

■**日時** 6月8日(水)、29日(水) 10時～15時

■**場所** 8日 本庁舎1階納税・消費相談室／29日 本庁舎西側駐車場内プレハブ

■**申し込み** 当日、直接会場に来場ください

■**問** 仙台地方裁判所総務課 ☎022-222-6009

成年後見センター・リーガルサポート電話相談

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、東日本大震災による被災者・避難者への支援として、電話相談窓口を開設します。「成年後見人」に関する相談に、相談員がお答えします。

■**主な相談内容** 被災・避難している認知症の高齢者や知的・精神障害者の方で、「成年後見人」の支援を受けていた場合の被災・避難生活に関する相談、「成年後見人」と連絡が取れない場合、新たに「成年後見人」の選任が必要な場合など

■**相談日時** 月～金曜日(土・日曜、祝日を除く) 13時～16時

■**問** 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート ☎0120-350-610

税金・国民健康保険など

所得税などの申告に関するお知らせ

震災により、住宅や家財などに損害を受けられた方は、所得税の全部または一部を軽減することができます。

この手続きについて、東松島市に住所を有している方を対象に、次のとおり申告の受付を開催いたします。

●申告の受付の内容

(1) 申告会場設置期間 5月26日(木)から6月30日(木)まで(6月24日(金)を除きます)

(2) 申告受付時間 土日を除く平日10時から16時まで

(3) 申告書作成会場 本庁舎西側駐車場内プレハブ、鳴瀬庁舎2階201会議室

(4) 事前予約 申告を希望される方は、あらかじめ申告日時を予約していただくこととしておりますので、石巻税務署(平日8時30分から17時)まで連絡ください。※予約状況でご希望の日時にならない場合があります、あらかじめご了承ください。時間帯によっては電話がかかりにくい場合がありますので、時間を空けておかけください。

(5) 手続きの方法

所得税を軽減免除する年分	確定申告の有無	ご用意いただく書類など
平成22年分	確定申告を済ませている方	①被害を受けた資産、取得時期、取得価額の方かるもの ②被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用の方かるもの ③被害を受けたことにより受け取る保険金等の金額の方かるもの ④市町村から交付された「防災証明書」 ⑤所得税が還付となる方は、還付金振込先の金融機関名及び口座番号の方かるもの ⑥平成22年分の確定申告書の控え
	確定申告を済ませていない方	上記①から⑤の書類のほか、平成22年分の所得金額や所得控除額の方かる書類(源泉徴収票や社会保険料控除証明書など)

■**問** 石巻税務署 ☎22-4151

※音声案内メッセージに従い、「当税務署に御用の方(2番)」を選択してください。個人課税部門の職員が応答しますので、「申告の予約をしたい」旨を伝えてください。

家屋被害調査のお知らせ

市では家屋の被害調査を実施しています。調査のため各家庭を訪問しますので、調査員が訪問した際は、調査にご協力をお願いします。

不在の場合でも、調査を実施させていただきますので、ご了承ください。

■**問** 税務課固定資産税班 ☎内線1131～1134

医療機関を受診された被災者の方々へ

現在、医療機関の窓口で以下に該当することを申し出したことにより、窓口負担が免除されている方は引き続き6月30日まで申し出により延期になります。

災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震の発生以後、他市町村に転出した方を含む)であり以下のいずれかに該当する方。

■対象

①住宅の全半壊、全半焼またはこれに準ずる被災をした方

②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方

③主たる生計維持者の行方が不明である方

④主たる生計維持者が業務を廃止・休止した方

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている方

■期限 6月30日(木)まで

※7月1日からは一部負担金免除証明書が必要となります。

※一部負担金の免除期間は平成24年2月29日(水)までになります。

■**注意事項** 7月1日(金)からは、医療機関で保険診療を受ける際には、窓口で保険証の提示が必要です。保険証を流失、紛失された方は早めに再交付手続きをしてください。

■**一部負担金免除証明書の発行** 国民健康保険、後期高齢者医療に加入されている方には、今後、市報などでお知らせします。その他の医療保険に加入の方は、各保険者に問い合わせください。また、一部負担金を支払った方には還付しますので、手続きについては免除証明書と同様、今後、市報などでお知らせします。

■**問** 市民課保険年金班 ☎内線1119

東日本大震災による被災自動車に係る各種税金の特例措置

軽自動車税(市税)

東日本大震災により滅失・水没または損壊した軽自動車など(被災自動車)の所有者で、被災自動車を抹消登録し、平成23年3月11日から平成26年3月31日の間に軽自動車など(代替自動車)を取得した場合、平成23年度から平成25年度までの軽自動車税の非課税措置があります。

※被災自動車1台につき、代替自動車1台が対象になります。なお、営業用⇄自家用の買い換えの場合や、被災自動車よりも代替自動車の台数が多い場合など、非課税対象にならない場合もあります。この非課税措置の詳細、申請方法などについては、後日改めてお知らせします。

■**問** 税務課住民税班 ☎内線1137～1139

自動車重量税(国税)

被災自動車に係る特例還付および被災自動車の買い換えに係る免税措置があります。詳細については、下記へ問い合わせください。

●自動車重量税の特例還付および免税措置の内容

■**問** 石巻税務署 ☎22-4151

●自動車の永久抹消登録の手続き

■**問** 東北運輸局宮城運輸支局登録部門 ☎050-5540-2011

軽自動車検査協会(軽自動車) ☎022-284-1368

自動車取得税・自動車税(県税)

被災自動車の買い換えに係る自動車取得税および平成23年度から平成25年度までの自動車税の非課税措置があります。詳細については、下記へ問い合わせください。

■**問** 宮城県東部県税事務所 ☎95-1413

健康・福祉

マスクを着用しましょう

東日本大震災に係る今後の災害復旧作業では、建物の解体やがれきの処理などアスベストをはじめとする粉じんの飛散が懸念されています。環境省が実施したアスベスト大気濃度調査に係る予備調査結果では、アスベスト濃度は通常の一般大気環境とほぼ変わらない値であったものの、乾燥したヘドロなど一般粉じんは相当程度飛散している場所もあると考えられています。

ガレキやヘドロの片付け作業を行う場合や外出する際は、粉じんによる健康被害を防止するため、マスクを着用するよう心掛けましょう。

■**問** 環境課環境班 ☎内線1152

赤ちゃん訪問

新生児の訪問指導を行っています。

■**内容** 発育・発達確認と母乳・育児相談の家庭訪問

■**方法** 希望する場所(避難所や仮設住宅も可能)に保健師または助産師が伺います

■**申し込み** 矢本保健相談センターに電話で申し込みのうえ、出生連絡票を郵送で提出してください

■**問** 健康推進課健康指導班 ☎内線3106・3108

献血にご協力ください

移動献血車がきます。皆様のご協力をお願いします。

■**日時** 6月12日(日) 12時～16時30分

■**会場** ヨークベニマル矢本店

※採血量は16～17歳の方が200cc献血、18歳以上の方は400cc献血です。

■**問** 健康推進課健康推進班 ☎内線3110

母子健康手帳・母子健康別冊交付

■**対象** 妊娠された方、震災で母子健康手帳、母子健康手帳別冊をなくした方

■**方法** 保健師による個別交付 ■**場所** 矢本保健相談センター

■**申し込み** 事前に電話での予約が必要です

■**問** 健康推進課健康指導班 ☎内線3106・3108

日本財団から弔慰金・見舞金を支給 (前回未支給者分)

- 対象者 今回の災害で死亡または行方不明で、被災時、東松島市に住所を有していた方の遺族・親族の代表者で、前回(4月15日～17日)支給を受けていない方
- ※親族とは、原則として配偶者または1親等(父母・子)になりますが、配偶者または1親等(父母・子)がいない場合は、同居をしていたなど、生計を共にしていた親族も対象とします。
- 弔慰金・見舞金の額 死亡者・行方不明者1人あたり 5万円
- ※弔慰金、見舞金については、日本財団から後日指定口座へ入金されます。
- ※行方不明者については、市の行方不明者台帳にて確認します。
- ※なお、前回行方不明者で申請し該当した方については、後日財団から直接送金されますので、再申請する必要はありません。
- 日時 6月6日(月)～7日(火) 9時～16時
- 場所 市役所本庁舎西側駐車場内プレハブ
- 必要なもの ①印鑑 ②申請人の身分証明書(運転免許証、健康保険証など) ③死亡届のコピー(提示可能な場合) ④死亡者・行方不明者との関係を示す証明書 ⑤遺族、親族の代表者の名義の通帳
- 問 日本財団災害支援コールセンター ☎0120-65-6519
市福祉課福祉総務班 ☎内線1172～1174

被災地拾得物(貴重品関係)の最終返還

- 貴重品関係の最終返還を1日限定で行います。
- 日時 6月5日(日) 9時～15時
- 場所 小野保育所(住所:小野字中央38-2)
- リストの公開 当日に現地と、事前に市ホームページで公開します。
- その他 返還されず残った拾得物の取り扱いは、石巻警察署に引き渡します
- 問 防災交通課防災交通班 ☎内線1162・1163

下水道事業受益者負担金の徴収猶予措置のお知らせ

- 東日本大震災による被災地域の「平成23年度分下水道事業受益者負担金」を来年3月末まで徴収猶予(納付の延期)とします。
- 家屋「り災」程度が①全壊(流出)②大規模半壊③半壊等が対象ですが、調査と手続きなどは市が行いますので申請不要です。後日、猶予決定通知にてお知らせしますが、猶予ではなく納付を希望される方はご連絡ください。猶予対象外の方へは納付書を送付しますが、納期限を各期ごと延長して8月末・10月末・12月末・2月末としています。ご理解とご協力をお願いします。
- 問 下水道課経営班 ☎内線2233・2234

教育・生涯学習

震災で親を失った0歳から大学院生対象「あしなが育英会の特別一時金」支給

- あしなが育英会は、東日本大震災で親を失った0歳から大学院生までの方を対象に「特別一時金」の支給を実施しています(返済不要)。
- 特別一時金の給付金額(返済不要)
(1)未就学児=10万円 (2)小中学生=20万円 (3)高校生=30万円
(4)大学、専修学校・各種学校、大学院生=40万円
- 特別一時金の対象者
東日本大震災で保護者が死亡あるいは行方不明または著しい後遺障害を負った人の子どもで、出願時に下記であること
(1)未就学児 (2)小中学生 (3)高校生
(4)大学・短期大学・専修学校・各種学校・大学院生
- 申し込み期限 平成24年3月10日(土)〈平成23年度限定〉
- 問・申し込み あしなが育英会 東日本大地震・津波緊急対応本部
〒102-8639 東京都千代田区平河町1-6-8 平河町貝坂ビル3階
被災者専用フリーダイヤル ☎0120-77-8565
代表電話 ☎03-3221-0888 FAX03-3221-7676
E-mail: tsunami@ashinaga.org

事業者向け情報

日本財団・漁船などを失った方への緊急支援融資制度

- 日本財団は、船を失った漁業者が新たに船などを購入するための緊急支援融資制度を始めました。詳しい内容は問い合わせてください。
- 対象区域 北海道・青森県・岩手県・宮城県・福島県・茨城県・千葉県
- 融資対象 被災した漁船・交通船などの所有者
- 融資限度額 1事業者当たり1億円以内(所要資金額の100%まで)
- 融資期間 15年(当初の3年間は返済据置)
- 金利 無利息 ■総融資枠 100億円
- 問 日本財団災害支援コールセンター ☎0120-65-6519
(平日9時～18時)
※IP電話については、050番号など一部つながらない場合があります

中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金のお知らせ

- 宮城県商工経営支援課は、震災に伴い直接被害(施設・設備・事業用資産などの損壊)または間接被害(取引先の被災による売上減)を受け、事業活動に支障きたしている県内中小企業への金融支援として、県融資制度に運転資金調達円滑を図る新たな資金を創設しましたので、相談・利用ください。
- 資金名 中小企業経営安定資金・災害復旧対策資金(東日本大震災災害対策枠)
- 利用対象 今回の震災で、直接被害(施設・設備・事業用資産等の損壊)または間接被害(取引先の被災などにより、最近1か月の売上が前年同月の売上げと比べて10%減少、またはその見込みがある)を受け、次のいずれかの証明書または認定書の交付を受けた、事業活動に支障きたしている中小企業者
①市町村長が発行する罹災証明書(事後提出も可)の交付を受けた方(直接被害)
②市町村が発行するセーフティネット保証の認定(地震による売上高等の減少基準に限る)を受けた方(間接被害)
③知事・市町村長・商工会議所会頭および商工会会長の認定を受けた方(間接被害)
- ※罹災証明書・セーフティネット保証の認定申請については、主たる事業所のある市町村に問い合わせてください。
- ※各種様式は、県商工経営支援課ホームページ内に掲載のものをご利用ください。
- ※証明書・認定書は融資が確実に実行されることを約束するものではありません。
- 融資限度額 1,000万円 ■融資利率 年1.0%以内
- 償還期間 運転資金 10年以内(うち据置2年以内)
- 担保 取扱金融機関および県信用保証協会所定
- 保証人 原則として法人代表者以外不要
- 信用保証料率
①罹災証明書の交付を受けた場合 年0.50%
②セーフティネット保証の認定を受けた場合 年0.70%
③知事等の認定を受けた場合 年0.45～1.59%
- 取扱金融機関(この資金制度による融資の相談・申込先) 地方銀行・都市銀行・第2地方銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の県内に所在がある本店・支店
- 取扱期間 4月1日～9月9日融資実行分まで
- 問 宮城県商工観光部商工経営支援課 ☎022-211-2744

日本政策金融公庫・商工組合中央金庫 東日本大震災復興特別貸付のお知らせ

- 日本政策金融公庫は、震災に被害を受けた中小企業への金融支援となる新たな融資制度として「東日本大震災復興特別貸付」を創設しましたので、相談・利用ください。
- 東日本大震災復興特別貸付の概要
【中小企業事業】 融資限度額や金利引き下げ措置などを拡充しました
【農林水産事業】 融資限度額や金利の実質無利子化などを拡充しました
- ※詳しい内容は問い合わせください。
- 取扱期間(融資申込期間) 5月23日(月)から ※事前相談は可
- 問 日本政策金融公庫 相談専門フリーダイヤル
☎0120-154-505(平日9時～19時)
【中小企業事業】☎0120-327-790(土・日曜、祝日9時～17時)
【農林水産事業】☎0120-926-478(土・日曜、祝日9時～17時)
日本政策金融公庫仙台支店 【中小企業事業】☎022-223-8141
【農林水産事業】☎022-221-2331
日本政策金融公庫石巻支店 ☎94-1201

- また、商工組合中央金庫(商工中金)は、震災に被害を受けた中小企業への金融支援となる新たな融資制度として「東日本大震災復興特別貸付」を創設しましたので、相談・利用ください。
- 東日本大震災復興特別貸付の概要 融資限度額や金利引き下げ措置などを拡充しました
- ※申し込みには、商工組合中央金庫(商工中金)の審査が必要となります。詳しい内容は問い合わせください。
- 取扱期間(融資申込期間) 5月23日(月)から ※事前相談は可
- 問 商工組合中央金庫(商工中金)
相談専門フリーダイヤル ☎0120-079-366(平日9時～19時)
☎0120-542-711(土・日曜、祝日9時～17時)
商工組合中央金庫(商工中金)仙台支店(住所:仙台市青葉区中央2-10-30)
☎022-225-7411(平日9時～15時)

お知らせ

市民センターからのお知らせ

- 各市民センターで開催予定の学級や教室は震災により、募集・開催とも一時休止しています。再開する場合は、各市民センターだよりなどでお知らせします。
- 問 各市民センター
市民協働課まちづくり支援班 ☎内線1287・1289

支援などへのお礼の言葉を募集します

- 【一般募集】 市報7月1日号に掲載予定の、支援や協力など紙面を通して言いたいお礼を募集します。市報はホームページにも掲載していますので、全国で閲覧できます。掲載内容は50文字程度の文章で、メール・FAX・用紙などに記入の上、応募ください。なお、6月1日号に掲載予定分は7月1日号にて掲載します。
例)●●●●●の●●●●●さん、●●●●●のお手伝いを頂き大変ありがとうございました。 東松島市矢本字上河戸 東松 太郎
- 締め切り 6月17日(金)まで
- 問・応募先 総務課秘書広報班 ☎内線1216・1219

お知らせ

三陸自動車道は、地震による損傷の復旧工事などを行うため、6月1日(水)から18日(土)[日曜日・悪天候の日を除く]まで、21時から翌朝6時に、河北ICから登米東IC間で夜間通行止めを行います。 ■問 国土交通省三陸道維持出張所 ☎96-7651

知っ得情報

問い合わせ 東松島市役所 ☎82-1111

生活支援

震災臨時循環バスを運行します

市では、仮設住宅にご入居されている方や津波により車両を失った方々の市内移動手段確保のため、「東松島市震災臨時循環バス」を運行します。

当面は、グリーントウン矢本とひびき工業団地の仮設住宅を中心に市内を循環し、他の仮設住宅については、入居開始状況等に応じて調整いたします。

■運行日 6月1日(水)から当面の間(※土・日・祝日は運休) ■運賃 無料

■対象者 東松島市民、市内に通学・お勤めの方(※仮設住宅入居の有無は問いません)

■運行区域及び時刻表 下記のとおり(午後便は午前便と反対回りで運行します)

(午前:西循環)

(午後:東循環)

停留所	時間	停留所	時間
①グリーンタウン矢本	8:45 10:30 12:00	①グリーンタウン矢本	13:30 14:55 16:30
②ひびき工業団地	9:00 10:45	⑧仙石病院前	13:50 15:15
③鳴瀬庁舎	9:10 10:55	⑦ヨークニマル前	14:05 15:35
④真壁病院	9:20 11:05	⑥市役所	14:10 15:40
⑤ロックタウン前	9:30 11:15	⑤ロックタウン前	14:15 15:45
⑥市役所	9:35 11:20	④真壁病院前	14:20 15:55
⑦ヨークニマル前	9:40 11:25	③鳴瀬庁舎	14:30 16:05
⑧仙石病院前	9:55 11:40	②ひびき工業団地	14:40 16:15

○バス停位置

バス停	乗降位置	
	西循環	東循環
①グリーントウン矢本	(株)佐浦側(コカコーラ自販機前)	同左
②ひびき工業団地	フリー区間(手をあげてお知らせください)	同左
③鳴瀬庁舎前	鳴瀬庁舎前(バス停跡)	同左
④真壁病院	鹿妻地区センター前	同左
⑤ロックタウン前	マックスパリュ矢本店前駐車場	同左
⑥市役所	矢本保健相談センター前	庁舎裏側
⑦ヨークベニマル前	ヨークベニマル矢本店国道側駐車場	同左
⑧仙石病院前	仙石病院前市道	同左

※乗車位置が変更になる場合があります。また、交通状況により遅れる場合があります。

■問 企画政策課企画政策班 ☎内線1234

らくらく号運行再開

震災により運行を休止していた「らくらく号」を、6月1日(水)から再開します。現在の道路状況や交通量を考え1時間に1便の運行になります。

■運行開始日 6月1日(水)から

■運行便数と区域 1時間に1便で1日に8便

運行便数	(午前)①8:15 ②9:15 ③10:15 ④11:15 (午後)⑤13:15 ⑥14:15 ⑦15:15 ⑧16:15
運行区域	下の図面のとおり(運行禁止区域:大曲浜地区、立沼地区、浜市地区、野蒜地区、東名地区、宮戸地区※、牛網地区※) ※乗降場所は指定箇所になります。

■運行再開にあたっての注意・お願い

①乗車券は車内販売します ⇒多くの取扱店が被災しているため、当面の間、利用者の利便確保のため、乗車券の車内販売を実施します。料金はこれまでと同じ1回300円です(小人100円)。

②仮設住宅・避難所における乗降場所の限定 ⇒混乱を避けるため、指定乗降場所を設けます(予約の際に確認ください)。

③災害時の心構えと対応 ⇒運行中は常にAMラジオ放送をかけ、緊急地震速報や情報収集に備えます。なお、運行中に震度5弱以上の地震が発生した場合は、乗客を目的地で降車させ、直ちに運行を見合わせます。また、津波警報が発令された場合は、乗客を乗せたまま、高台へ避難します。

④予約は30分前まで。乗車は余裕をもって ⇒利用される便の30分前まで電話してください。また、乗車をお待ちの際は、余裕をもってお待ちください。

※5月31日(火)をもって、庁舎間(矢本⇄鳴瀬)無料運行は終了しました。

■らくらく号の登録・予約 デマンド交通オペレートセンター ☎84-1515

■問 企画政策課企画政策班 ☎内線1232



被災世帯への簡易なチューナー給付支援の拡大

総務省地デジチューナー支援実施センターは、東日本大震災などで一定以上の被害を受けた世帯に対する簡易チューナー給付支援の申込受付を、5月13日から開始しました。

■支援対象世帯 3月11日以降に災害救助法が適用された区域内(東京都を除く)で、「半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた世帯」、「災害対策基本法に基づく避難の勧告、指示または退去命令を継続して1カ月以上受けている世帯」で、NHKの放送受信料が全額免除となる地上デジタル放送未対応の世帯

■支援の内容(注1)

(1)簡易なチューナー1台を無償給付(配送)

(2)希望に応じてお住まいを訪問して簡易なチューナーを設置、操作方法の説明を実施

(3)必要に応じてアンテナなどの改修、または共同受信施設やケーブルテレビの必要最低限の改修経費の負担

※注1:支援の内容は、NHK放送受信料全額免除世帯支援と同等となります。

■申込方法

①申込書に次のいずれかの申込資格を証明する書類を添付して、申込書に同封している返信用封筒で郵送してください。(注2)

a)家屋に被害を受けた世帯…り災証明書(コピー可)

b)避難の勧告等を受けている世帯…被災証明書(コピー可)、被災地域の住民票の写しなど

※注2: NHK受信料全額免除証明書(全額免除になるとNHKから送付されます)をお持ちの世帯は、同証明書のみを申込書に添付して申込み可能です。

②申込書は、当センターのホームページでお申込みいただければ入手できます。また、インターネットが利用できる環境にない世帯は、当センターに電話やFAXでご連絡いただければ郵送します。なお、お近くの市区町村やNHKの窓口においている場合もあります。(注3)

※注3:従来のNHK放送受信料全額免除支援用申込書で申し込みが可能です。被災世帯が支援対象であると記載されていませんが、そのまま利用可能です。

■申込受付期間 5月13日(金)~7月24日(日)(消印有効)(注4)

※注4:岩手県・宮城県・福島県からの申込みは、当面の間、申込期限を延長します。(現時点で具体的な締切日は未定)

■問・申し込み 総務省地デジチューナー支援実施センター

ナビダイヤル ☎0570-033840(平日9時~21時、土・日曜・祝日9時~18時)

※IP電話などでつながらないとき ☎044-969-5425 FAX044-966-8719

災害援護資金貸付のお知らせ

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令」が平成23年5月2日に施行されたことを受け、災害援護資金の償還期間、据置期間、貸付利率、連帯保証人の要件について、市報4月・5月号および号外でお知らせしていた内容から一部変更となりました。

■貸付の対象となる世帯 東日本大震災により世帯主が負傷し、その療養に要する期間が1ヶ月以上となったときや住居・家財に大きな被害を受けた世帯で、被災当時、東松島市に住所を有していた世帯の世帯主が対象となります。ただし、家族数に応じた所得制限があります。

■貸付限度額 世帯主の負傷の有無および住居・家財の被害程度により、150万円~350万円までの間で貸付限度額が設定されています。

■償還期間 13年(据置期間を含む)

■据置期間 6年(世帯主の死亡や住居が全壊など特別の事情がある場合は、据置期間が8年に延長されます。詳しくは問い合わせください)

■償還方法 年賦または半年賦

■貸付利率 連帯保証人ありの場合 無利子、連帯保証人なしの場合 年1.5%

■連帯保証人としての要件(①~③全てに該当する方)

①連帯して債務を負担する能力のある方

②東松島市に居住している方(東松島市に連帯保証人になる方がいない場合は、他の市町村に居住の方も可になりました)

③借受人と同一世帯、同一生計でない方

■受付日時 6月12日(日)まで毎日 9時~16時

6月13日(月)から月~土曜日 9時~16時

■場所 本庁舎1階福祉課前

■必要なもの

①災害援護資金借入申込書

②医師の診断書(世帯主が1ヶ月以上の負傷をした場合のみ必要です)

③り災証明書

④所得証明書(世帯員全員分の記載があるもの)

※連帯保証人ありの場合は、連帯保証人の分も必要です。

⑤資産証明書(世帯員全員分)

※連帯保証人ありの場合は、連帯保証人の分も必要です。

⑥市税の納税証明書(世帯員全員分)

※市税など未納がある場合、貸し付けはできません。

⑦住民票謄本(世帯員全員分の記載があるもの) ⑧印鑑

■問 福祉課福祉総務班 ☎内線1172~1174

お知らせ

平成23年度生涯学習カレンダーは、6月中旬に各行政区長を通じて各世帯に配布する予定です

■問 生涯学習課社会教育班 ☎内線3202

知っ得情報

問い合わせ 東松島市役所 ☎82-1111

『さくらんぼの種飛ばし大会』を開催

山形県東根市の有志の皆さんによる『さくらんぼの種飛ばし大会』を開催します。皆さん誘い合わせのうえ参加ください。

- 日時 6月5日(日) 12時～15時(受付は11時45分から)
- 場所 市コミュニティセンター野外ステージ
- 対象 市内在住の小学生以下 先着300人
- 問 山形県東根青年会議所 ☎0237-43-5932

東日本放送『みやぎふるさとCM大賞2011』作品募集

東日本放送主催の『みやぎふるさとCM大賞』に応募して、東松島市の情報やメッセージ・復興への決意などを県内の皆さんに紹介してみませんか。

テーマは東松島をPRするものであれば何でもかまいません。皆さんのアイデアあふれる魅力的な作品をお待ちしています。

- 内容 東松島市をPRする30秒のCM作品(未発表に限る)を市推薦作品として応募します。推薦作品は、『みやぎふるさとCM大賞』の審査会で発表され、番組の中で放送されます。
- 募集作品数 最大3作品まで※東日本放送に提出するにあたり応募作品の内容を確認します。また、応募作品が多数の場合、選考します。
- 応募資格 市内の住所を有する個人または団体
- 作品タイトル 自由 ※東松島市をPRするテーマにそったもの
- 作品規格 家庭用テープ(DV、DVCAM、HDV)、放送業務用テープ(βカム、HDカム、DVDビデオ) ※搬入不可: DVD、CD、メモリーチップなどのデータ
- 賞 KHB大賞(1作品): 東日本放送で年間365回無料放送。
そのほか、金賞・銀賞・銅賞・特別賞など
- 費用負担など 参加料は無料ですが、作品の制作費などは各自負担になります。また、謝礼などは用意していませんので、あらかじめご了承ください。
- 応募方法 9月30日(金)17時までに、下記担当まで作品(オリジナル)を提出。※提出いただいた作品は返却しませんので、必ず複製を残しておいてください。※応募作品の著作権は作品を提出した時点で東松島市に帰属します。また、応募作品の放送などに関する著作権は東日本放送に帰属します。
- ※CM制作上の注意事項は応募希望者に配布しますので、問い合わせください。
- 主催 KHB東日本放送『みやぎふるさとCM大賞事務局』 ☎022-215-2545
- 問・申し込み 総務課秘書広報班 ☎内線1216

市外に避難している方に市報を無料送付します

- 対象 今回の震災により市外に避難している東松島市民の方
- 内容 月2回発行の市報(1日号・15日号)毎号1部を無料で郵送
- 期間 平成24年4月1日号(3月31日発行予定)分まで
- 申し込み 郵便番号・住所・氏名・電話番号を明記の上、メール・FAX・電話で申し込みください
- 問 総務課秘書広報班 ☎内線1212・1216・1219

蔵しっくパークからのお知らせ～心身のリフレッシュをしてみませんか

くらっば蔵部の無料出前講座を各避難所を対象に開講しています。希望する方は蔵しっくパークまで、ご連絡ください。

- 講座例 ヨガ・エコクラフト・紙細工・トールペイント・フラ体操など
- 問 蔵しっくパーク ☎84-1770

日曜日の窓口業務は6月12日まで

現在の日曜日の窓口業務は、6月12日(日)まで実施します。13日(月)以降については、月曜日から土曜日までになりますので、ご注意ください。

- 業務受付時間 6月13日(月)から月～土曜日
震災業務窓口 9時～16時 一般業務窓口 8時30分～17時15分
- 問 災害対策本部(防災交通課) ☎内線1161～1165

東松島市の人口 (平成23年5月1日現在の住民基本台帳)
男 20,250(-456) 女 21,165(-406) 計 41,415(-862) 世帯数 14,673(-231) ()内は前月比

広告

やもと整骨院 各種健康保険取扱
交通事故、労災もご相談下さい

矢本駅前 ゆふと1F
☎ 83-5980

受付時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00～12:00	○	○	○	○	○	○	○	○
14:00～20:00	○	○	○	○	○	○	○	○
14:00～17:00	○	○	○	○	○	○	○	○

URL <http://www.yamoto-seikoutuin.com/>

広告

SPEEDY30分車検
TEL 87-3818

各社新車、中古車販売
(有)鳴瀬島山自動車
〒981-0303 東松島市小野字中央2-2 FAX 87-3817

COOP
みやぎ生協提携店

東日本大震災東松島市慰霊祭

3月11日に発生した東日本大震災・津波により多くの市民が犠牲になりました。市では、震災によりお亡くなりになられた方々の霊を慰めるため、次のとおり慰霊祭(無宗教・献花方式)を執り行います。

- 日時 6月18日(土) 10時～(進行の都合上、9時45分までご来場ください)
※松島基地は、8時30分から入場できます
- 場所 航空自衛隊松島基地 整備格納庫(住所:矢本字板取85)
- 参加対象者 震災によりお亡くなりになられた市内の方および市内において発見された方の遺族、市内の行方不明者の親族
- 案内 対象者多数のため、改めて遺族や親族、来賓の方への案内は行いませんので、ご了承願います
- 基地入門 正門、15門は自家用車での入門可
北門のみ自家用車での入門不可 ※自家用車は入門証の交付が必要です



- 交通手段 ①お近くの方は徒歩または自転車でお越しください
②自家用車でお越しの方は、市役所本庁舎1階総合案内、鳴瀬総合支所1階窓口で入門証の交付(6月1日(水)から配布)を受け、当日は出来るだけ相乗りでお越しください。基地内に駐車できます
- 主催 東松島市 ■問 総務課秘書広報班 ☎内線1212

JR臨時代行バスの運行時刻の変更

5月28日(土)からJR仙石線東塩釜駅～高城町駅間の運行再開に伴い、JR代行バスの時刻表も変更されます。

詳しくは各駅前バス停留場に掲示される時刻表をご覧ください。

- 問 (株)JR東日本列車運行確認専用電話(毎日6時～24時)
☎050-2016-1600

ミヤコーバス臨時バス「仙台～石巻(矢本経由)」の運行(5月26日現在)

仙台→石巻(矢本・市コミュニティセンター前停車分)						
仙台駅前33番	9:07	13:37	16:07	17:37	18:37	19:37
矢本	10:14	14:44	17:14	18:44	19:44	20:44
大街道新橋	10:21	14:51	17:21	18:51	19:51	20:51
イオン石巻	↓	↓	↓	↓	↓	↓
蛇田歩道橋	↓	↓	↓	↓	↓	↓
石巻駅前	10:30	15:00	17:30	19:00	20:00	21:00

石巻→仙台(矢本・市コミュニティセンター前停車分)							
石巻駅前	5:30	=	=	8:00	9:00	15:30	17:00
蛇田歩道橋	↓	=	=	↓	↓	↓	↓
イオン石巻	↓	=	=	↓	↓	↓	↓
大街道新橋	5:39	6:29	7:09	8:09	9:09	15:39	17:09
矢本	5:46	6:36	7:16	8:16	9:16	15:46	17:16
仙台駅前	6:50	7:40	8:20	9:20	10:20	16:50	18:20

区 間	おとな片道運賃 (こども半額)	回数券2枚綴り	回数券10枚綴り
仙台～矢本	700円	1,300円	6,120円
仙台～大街道新橋～石巻駅前間	800円	1,500円	7,000円

※車内等で回数券の発売は致しません。
※通常の高速バス「仙台～石巻線」の回数券をお持ちのお客様はご利用いただけます。
※予約制ではございませんので、お並びいただいた順のご乗車となります。
※時刻表は予告なく変更される場合がありますので、その際は下記まで問い合わせください。
■問 (株)ミヤコーバス本社 ☎022-771-5310(平日9時～17時30分)

